

マイナンバーによる届出・申請について

●社会保険手続

平成 30 年 3 月 5 日より、日本年金機構では、これまで基礎年金番号で行っていた各種届出・申請についてもマイナンバーで行えるようになり、住所変更届や氏名変更届の届出省略を開始しました。

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届など、これまで基礎年金番号を記載していた届書についてはマイナンバーを記載して提出いただくことになりました。従業員のマイナンバーの記入が必要となりますが、その際には利用目的の明示と本人確認措置を行う必要があります。

マイナンバーを記入した場合には、住基ネットから日本年金機構が住民票上の住所を取得することが可能となることから、被保険者住所の記載を省略できます。住民票上の住所と異なるところ（いわゆる「居所」）にお住まいの従業員については、資格取得届とは別に住所変更届が必要になります。

●雇用保険手続

社会保険手続きにマイナンバーの利用が開始されることに伴い、雇用保険においてもマイナンバーの届出が強化がされる予定となっていました。先日、厚生労働省から平成 30 年 5 月以降、マイナンバーの記載が必要な届出等についてマイナンバーの記載がない場合には補正のため返戻する必要がある旨の周知が行われました。

マイナンバーの記載が必要な届出等は以下のとおりです。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請
- ④育児休業給付支給申請
- ⑤介護休業給付支給申請

①②⑤の届出等の際には、届出等にマイナンバーの記載が求められ、③④については初回申請時には申請書にマイナンバーの記載が求められます。なお③④については平成 28 年 1 月以降に初回申請を行った際にマイナンバーの届出を行っていない場合は、2 回目以降の申請時等の機会を捉え、「個人番号登録・変更届」にて届出することが求められています。

(文責 熊地)